

## 令和7年度 朝のこどもの居場所づくりモデル事業 利用のご案内

保護者の就業と子育ての両立を支援するため、登校前のこどもの居場所をつくり、見守りを行うものです。保護者が朝早く出勤する場合でも、子どもを家に残すことなく、安心して仕事に行けるように、志木小学校をモデル校として、埼玉県内初となる朝のこどもの居場所づくりを実施します。

◎本事業は、埼玉県と連携したモデル事業です。

### □ 実施内容

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 対象学年 | 志木小学校 1年生～6年生   |
| (2) 実施場所 | いろは遊学館3階(生涯学習棟) 第1研修室   |
| (3) 定員   | 30人   |
| (4) 実施時間 | 午前7時～午前8時(受付は午前7時40分まで)   |
| (5) 実施日  | 月曜日～金曜日(長期休業中も実施)<br>※長期休業中は、放課後志木っ子タイム(学童保育クラブ又は放課後子ども教室)の利用者に限ります。<br>※埼玉県民の日、学校の振替休日は実施します。<br>■なお、以下に掲げる日程は実施しません。<br>・土曜日及び日曜日<br>・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日<br>・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで) |
| (6) 開始時期 | 令和7年6月2日(月)(予定)   |
| (7) 利用料金 | 無料  |

### □ 利用対象の児童について

- (1) 保護者の就業のために本事業の利用が必要なご家庭の児童。
- (2) 保護者の方がお子さんに付き添い、実施場所(いろは遊学館3階第1研修室)までお越しただけのご家庭の児童。
- (3) 本事業は保育ではありません。お子さんには、登校前の準備や読書などをして静かに過ごしていただきますので、事業の趣旨をご理解のうえ、お申込みいただくようお願いいたします。

### □ 利用登録・利用にあたっての留意事項

- 本事業を利用する際は、事前に「利用登録申請」と「利用日申請」が必要です。
- 利用の際は、市役所から送付される登録証をご持参ください。登録がないお子さんは利用ができません。
- 保護者の方が児童に付き添い、実施場所(いろは遊学館3階第1研修室)までお越しください。
- 午前7時前の来館はご遠慮ください。

- 最終受付は午前7時40分です。午前7時40分までに実施場所（いろは遊学館3階第1研修室）にお越しください。
- 駐車場はありません。路上駐車はおやめください。
- この事業を利用する際は、朝の通学が別になる旨を、必ず「通学班」に連絡してください。
- 実施場所で朝食等を食べることはできません。水筒での水分補給は可能です。
- カードゲームやトランプなどの遊び道具の持ち込みはできません。折り紙、ぬり絵、ドリルなどは持参が可能です。
- 申込み人数が定員を超えた際は受入れができるように調整させていただきますが、実施場所の定員等により、やむを得ず人数の調整が必要な場合は、低学年を優先させていただくことがあります。
- 天候不良などで学校が休校又は始業時間が遅れる場合は、実施しません。ただし、登校時間は保護者の判断に委ねる（遅刻扱いにしない）となった場合は、実施します。
- 事業開始後、運用を変更する場合があります。
- 本事業に関する問合せは、志木市役所子ども支援課へお願いします。

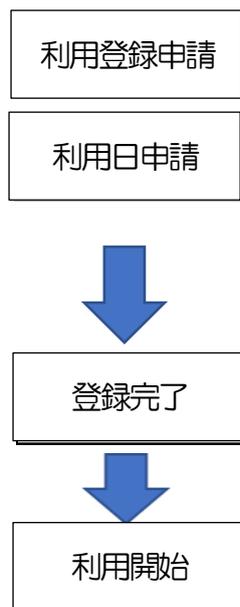
**【連絡先】**

志木市役所 子ども・健康部 子ども支援課 子ども政策グループ  
 電話番号：048-473-1111 内線1075、1076  
 午前8時45分～午後4時30分（土・日・祝日を除く）  
 メールアドレス：[kodomo@city.shiki.lg.jp](mailto:kodomo@city.shiki.lg.jp)

**□ 利用登録申請方法**

- (1) 必要書類 就労証明書 \*別紙1  
 ※令和7年度志木市学童保育クラブの申請時に志木市へ提出済みのご家庭は提出不要です。内容に変更があった場合は提出が必要です。  
 ※就労証明書の提出が間に合わない場合は、子ども支援課までご相談ください。
  - (2) 申込期間 令和7年4月28日（月）～5月9日（金）
  - (3) 申込方法 いずれかの方法でお申込みください。
    - ①電子申請 利用登録と利用日の両方の申請が必要です。  
 「利用登録申請」  
 URL：<https://logoform.jp/form/oyr6/1003537>  
 「利用日申請」6月分  
 URL：<https://logoform.jp/form/oyr6/1009803>
    - ②子ども支援課窓口持参  
 受付時間 午前8時45分～午後4時30分（土・日・祝日を除く）
    - ③郵送 5月9日（金）必着（上記連絡先にご提出ください。）
- ※②又は③で申込みの方は、\*別紙2：登録申請書及び別紙3：利用日申請書に記入し、就労証明書と併せてご提出ください。

## □ 利用までの流れ



**4月28日(月)～5月9日(金)**

\*同時に6月の利用日申請をお願いします。

7月以降の利用日については、前月の20日までに電子申請をしてください。紙で提出の際は、前月の15～20日(土・日・祝日を除く)に実施場所へ提出してください。

\*やむを得ず人数の調整が必要な際は、低学年を優先させていただく場合があります。

**5月20日(火)～5月27日(火) (予定)**

\*市役所から登録証(保護者用・児童用)を送付します。

**6月2日(月)～**

\*登録証(保護者用・児童用)をご持参ください。

\*保護者の方がお子さんに付き添って、必ず、いろは遊学館(3階)第1研修室までお越しください。  
2階(レインボーガーデン)からエレベーターで3階へ行き、いろは遊学館に入館してください。

## □ Q&A

Q1 児童はどのように過ごすのですか？

A1 学校生活と同様に、基本的な決まりを守りながら、登校前の準備や読書などをして過ごしていただきます。

Q2 朝食を持たせることはできますか？

A2 飲食はできませんので、ご自宅で朝食をとってからお越しください。水筒での水分補給は可能です。

Q3 就業以外の理由では利用できないのですか？

A3 就業以外の理由で利用を希望される保護者の方は、子ども支援課へご相談ください。

Q4 今回の申込み期間が過ぎると、今年度は申込みができないのですか？

A4 利用登録の申請者が少ない場合は、順次、申請を受け付けます。その際は、改めてお知らせします。

Q5 見守り員は何人いるのですか？ 見守り員は何か資格を持っていますか？

A5 最低2人以上の見守り員を配置する予定です。お子さんの人数により変更になる場合があります。見守り員は特に資格を必須としていません。

Q6 利用申請日に利用しなくなった場合は、キャンセルの連絡は必要ですか？

A6 不要です。

Q7 利用申請日以外で、急に利用が必要になった場合は行くことはできますか？

A7 当日は受付ができません。前週の火曜日までに、電話で子ども支援課へご連絡ください。定員等の都合により、お受けできない場合もあります。